

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)											
<p><b>7-49 物品積載装置</b></p>	<p><b>8-49 物品積載装置</b>  <b>8-49-1 性能要件（視認等による審査）</b>                      (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。                      この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係)                      ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置</p>											
<p><b>7-49-1 性能要件（視認等による審査）</b>                      (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。                      この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第37条第1項関係、細目告示第115条第1項関係)                      ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置。                      ② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が普通自動車にあつては1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの、小型自動車にあつては1.3t/m<sup>3</sup>未満のもの。                      ③ ②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)の荷台(傾斜するものに限る。)であつて、さし枠を取付けるための金具又はこれに類する構造・装置を有するもの。                      ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であつて、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。                      ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。                      ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後煽であつて次の(ア)から(エ)を満足するもの。                      (ア) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定(溶接しろを含む。)して45cm以下のもの。                      (イ) 側煽上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが55cm以下のもの。                      (ウ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分であつて、側煽と同一の高さの後煽の中央部よりも高い部分の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。                      ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあつては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。                      (エ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から55cm以下のもの。                      イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。                      ただし、荷台内側方向に水平になるものであつて、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア)から(ウ)の要件を満足するものであればよい。                      (ア) 布又はビニール製のシートを取付けたものであること。                      (イ) 木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。                      (ウ) 車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「直角」と読み替える。)                      (エ) 固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。                      なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。                      (オ) 必要以上の強度を有していないものであること。                      この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。                      なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="300 1944 1444 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>部位</th> <th>参照</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>外枠、中枠(水平)及びヒンジ部</td> <td>下図 a</td> <td>直径又は幅 4cm 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中枠(水平以外)及び補強材</td> <td>下図 b</td> <td>直径又は幅 5cm</td> </tr> </tbody> </table>		部位	参照	条件	1	外枠、中枠(水平)及びヒンジ部	下図 a	直径又は幅 4cm 以下	2	中枠(水平以外)及び補強材	下図 b	直径又は幅 5cm
	部位	参照	条件									
1	外枠、中枠(水平)及びヒンジ部	下図 a	直径又は幅 4cm 以下									
2	中枠(水平以外)及び補強材	下図 b	直径又は幅 5cm									

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---------------------------------------------------

3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあつては、当該外枠（図 1-1） (2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であつて次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあつては、当該外枠（図 1-2） ② 煽上方に備えるものにあつては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図 2-2）	下図 c	以下 20cm 以上 (※1)	
4	煽上面から上方 30cm までの間(下図範囲 A)	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	下図 d	25cm 以上 (※1)
5		煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材の数	下図 B-B 断面	3 本以下 (※1) (※2)
6		煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材の数	下図 D-D 断面	
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位		下図 E	1 から 6 までに規定する条件は適用除外

- ※1 外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。
- ※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例)

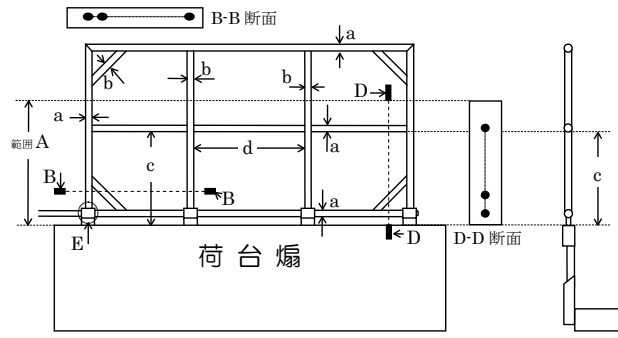


図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例)：側面の例

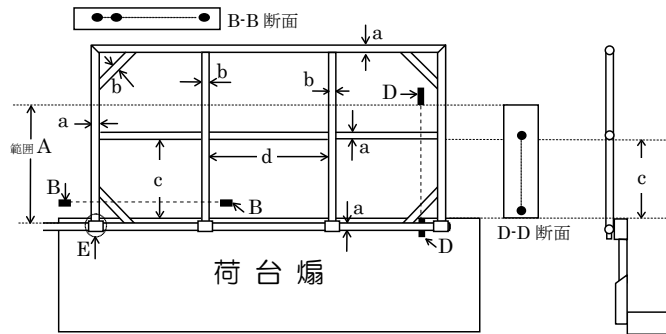


図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例)

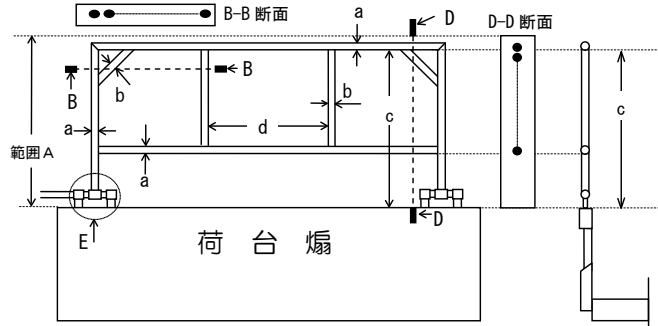


図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例)：側面の例

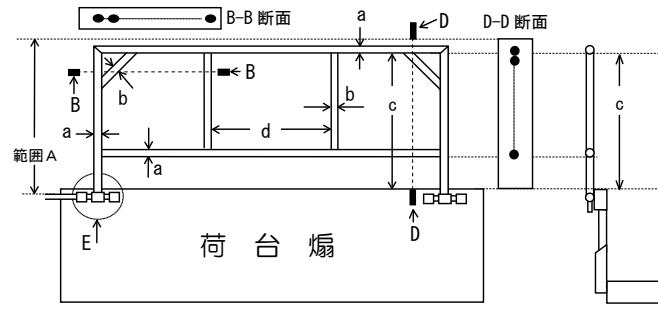
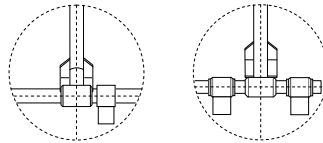


図 3 記号 E の拡大図の例



回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲

ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であって、その厚さが 1cm 未満であり、かつ、シート接触面からの高さが 1cm 未満のもの。

(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)

- ① 自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。) で除した数値が 1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの。
- ② ①に該当しない自動車の荷台であって、さし枠を取付けるための金具又はこれに類する構造・装置を有するもの。
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後煽であって次の (ア) から (エ) を満足するもの。

(ア) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定 (溶接しろを含む。) して 45cm 以下のもの。

(イ) 側煽上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが 55cm 以下のもの。

(ウ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分であって、側煽と同一の高さの後煽の中央部よりも高い部分の幅の合計が後煽全体の幅の 2 分の 1 を超えないもの。

ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあつては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の 2 分の 1 を超えないもの。

(エ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から 55cm 以下のもの。

イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、次の (ア) から (イ) の要件を満足するもの。

ただし、荷台内側方向に水平になるものであつて、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア) から (ウ) の要件を満足するものであればよい。

(ア) 布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

(イ) 木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---------------------------------------------------

- (ウ) 車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「直角」と読み替える。)
- (エ) 固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。  
 なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
- (オ) 必要以上の強度を有していないものであること。  
 この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。  
 なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。

No.	部位	参照	条件		
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	下図 a	直径又は幅 4cm 以下 (※1)		
2	中枠（水平以外）及び補強材	下図 b	直径又は幅 8cm 以下		
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあつては、当該外枠（図 1-1） (2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であつて次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあつては、当該外枠（図 1-2） ② 煽上方に備えるものにあつては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図 2-2）	下図 c	40cm 以上 (※2)		
4	煽上面から上方 60cm までの	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	50cm 以上 (※2)		
5	間(下図範囲 A)			煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材の数	3 本以下 (※2)
6				煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材の数	(※3)
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位	下図 E	1 から 6 までに規定する条件は適用除外		

- ※1 煽上面と煽上面直上の外枠下縁の間隔（下図 e）が 20cm を超える場合にあつては、当該外枠は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。
- ※2 外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。
- ※3 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置  
 (煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例)

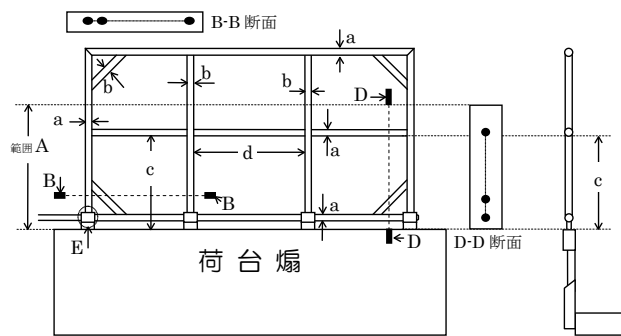


図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例)：側面の例

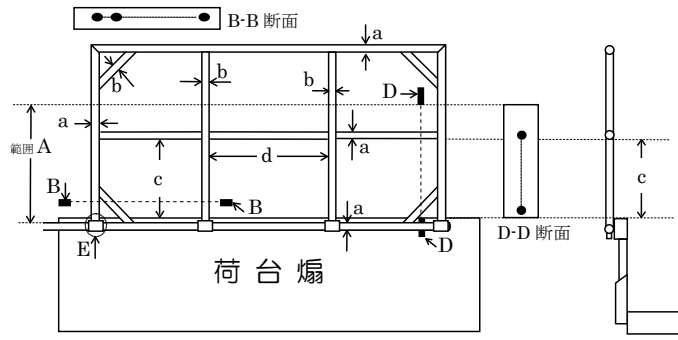


図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例)

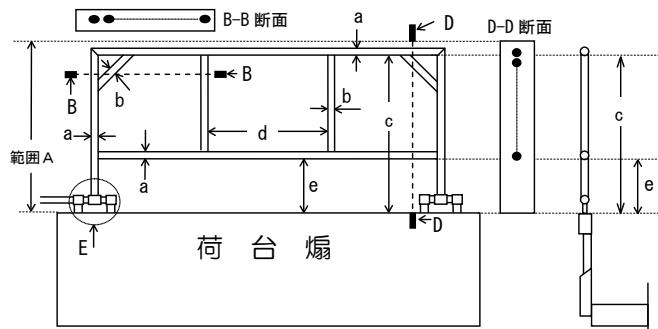


図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例)：側面の例

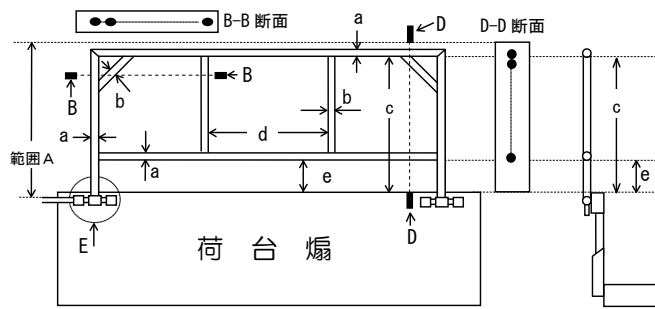
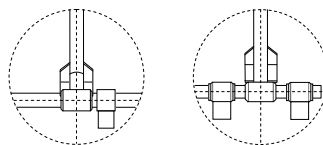


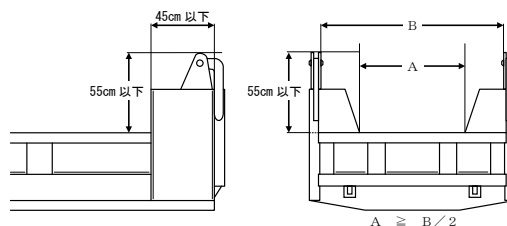
図 3 記号 E の拡大図の例



回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲

ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であって、その厚さが 1cm 未満であり、かつ、シート接触面からの高さが 1cm 未満のもの。

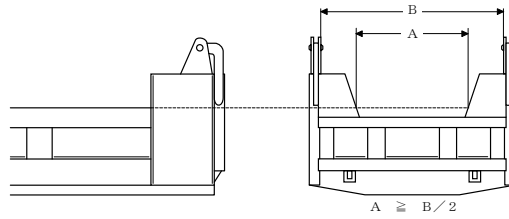
(参考図)



後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)



7-49-2 欠番

7-49-3 欠番

7-49-4 適用関係の整理

- (1) 平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-49-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。
- (2) 平成 29 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-49-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。

7-49-5 従前規定の適用①

平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

7-49-5-1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
  - ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置。
  - ② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) の荷台 (傾斜するものに限る。) であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。) で除した数値が普通自動車にあつては 1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの、小型自動車にあつては 1.3t/m<sup>3</sup>未満のもの。
  - ③ ②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) の荷台 (傾斜するものに限る。) であつて、さし枠の取付金具を有するもの。
  - ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) であつて、後煽、側煽等の荷台 (傾斜するものに限る。) の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。
- (2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。
  - ① 自動車の荷台であつて、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。) で除した数値が 1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの。
  - ② ①に該当しない自動車の荷台であつて、さし枠の取付金具を有するもの。
  - ③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であつて、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

7-49-6 従前規定の適用②

平成 29 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

7-49-6-1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
  - ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置。
  - ② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) の荷台 (傾斜するものに限る。) であつて、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。) で除した数値が普通自動車にあつては 1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの、小型自動車にあつては 1.3t/m<sup>3</sup>未満のもの。
  - ③ ②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) の荷台 (傾斜するものに限る。) であつて、さし枠の取付金具を有するもの。
  - ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 (2) の自動車を除く。) であつて、後煽、側煽等の荷台 (傾斜するものに限る。) の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

  - ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後煽であつて次の (イ) から (エ) の要件を満足するもの。
    - (イ) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定 (溶接しろを含む。) して 45cm 以下のもの。
    - (イ) 側煽上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが 55cm 以下のもの。
    - (ウ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分であつて、側煽と同一の高さの後煽の中央部よりも高い部分の幅の合計が後煽全体の幅の 2 分の 1 を超えないもの。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあつては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。

(エ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から55cm以下のもの。

イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたもの。  
なお、当該枠組みには木製の板、鉄板又はゴム板等が取付けられていないこと。

ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であつて、その厚さが1cm未満であり、かつ、シート接触面からの高さが1cm未満のもの。

(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。

① 自動車の荷台であつて、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの。

② ①に該当しない自動車の荷台であつて、さし枠の取付金具を有するもの。

③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であつて、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後煽であつて次の(ア)から(エ)の要件を満足するもの。

(ア) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後煽までの水平距離が積荷接触面側で測定(溶接しろを含む。)して45cm以下のもの。

(イ) 側煽上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが55cm以下のもの。

(ウ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分であつて、側煽と同一の高さの後煽の中央部よりも高い部分の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。

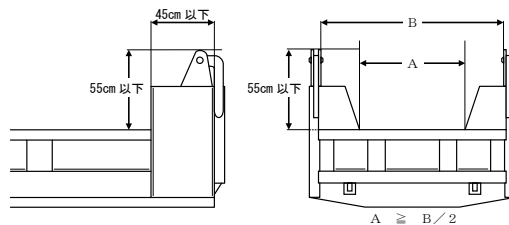
ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあつては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。

(エ) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から55cm以下のもの。

イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたもの。  
なお、当該枠組みには木製の板、鉄板又はゴム板等が取付けられていないこと。

ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であつて、その厚さが1cm未満であり、かつ、シート接触面からの高さが1cm未満のもの。

(参考図)



後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合

